

情報・システム研究機構副機構長に関する規程

〔 令和5年3月2日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第14条の2第2項の規定に基づき、副機構長に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 副機構長は、機構長の職務を助け、情報・システム研究機構(以下、「機構」という。)の事業その他管理運営に関する重要事項を掌理する。

(任命)

第3条 副機構長は、機構の事業その他管理運営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、機構長が選考し、任命する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、副機構長に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。